

**競技力向上事業 宿泊費・交通費・備品及び消耗品等の
購入（適用）における補助金の上限額について**

下記の各費用は上限額を設けています。

	補助対象経費の上限額	補助率	補助金の上限額
① チーム立上費 ※裏面参照	250,000円 ※新規にチームを立ち上げる団体 のみ申請可能。	4/5	200,000円
② 宿泊費 ※裏面参照	5,000円/人 ※一人1泊当り。飲食代は対象外。	4/5	4,000円
③ 合宿・大会費 ※裏面参照	125,000円	4/5	100,000円
④ 交通費 ※個人所有のものは対 象外	125,000円 ※レンタカー代、バス借り上げ代、 高速道路代・ガソリン代 等	4/5	100,000円
⑤ 備品 ※裏面参照	250,000円 ※5年経過で再購入（補助の適用） を可とします。	4/5	200,000円
⑥ 修繕費	125,000円 ※過去の補助適用備品に限りま す。カタログ等を添付してくだ さい。	4/5	100,000円
⑦ 練習球購入	50,000円	4/5	40,000円
⑧ その他 ※裏面参照	125,000円 ※競技力向上に資すると認められ るもの。	4/5	100,000円

【別紙】

【チーム立上費】

「チーム立上費」に関しては、新規に団体を立ち上げる際に、通算で1回に限り補助の対象として利用していただくことができます。

購入可能なものは、チーム立ち上げに必要な物品等になります。ただし、ユニホームやベンチコート等の衣類については、競技力向上につながらないため補助の対象となりません。

【宿泊費】

合宿等で発生する宿泊費について、大人の方の補助上限を子どもの合宿参加人数の概ね3割程度とします。

〈例〉

大人の参加者：10名

子どもの参加者：20名→大人の宿泊費補助対象人数6名

→大人4名分は自己資金で合宿に参加。（補助対象外）

【合宿・大会費】

合宿や大会等を行う際に発生した施設利用料等を補助します。

〈例〉

合宿中に競技を行うために利用する施設利用料、ミーティングで使用する会議室や大会に参加する際の大会参加費 etc.

【備品】

税込み単価が10万円以上の品物に関しては、「備品」として扱います。ただし、サッカーゴールのような2つで1つの用途となるような品物に関しては、2つで10万円以上という考え方をします。ご不明の場合はお問い合わせください。

「備品」に関しては、補助金を利用してから5年を経過した場合は、再度補助金を利用してご購入していただくことができます。

〈例〉

バッティングマシン、サッカーゴール（2つ） etc.

【その他】

上記備品以外の比較的安価な物品は、「その他」として扱います。

競技力向上に資すると認められる事業に用いるものは、上限額の範囲内（表面参照）でご購入いただくことができます。

〈例〉

事業に必要な事務用品、案内板等作成費、テキスト等参考図書代 etc.

※申請される際は事前に下記までお問い合わせください。

連絡先

瀬戸市地域振興部スポーツ課（瀬戸市体育館内）
電話 0561-48-0589